

第1章 計画の基本的事項

1 計画の背景・目的

熊本市は、清らかな地下水や豊かな緑をはじめとする自然と、先人が築いた歴史遺産や伝統文化に恵まれた魅力ある都市です。また、私たちは、古くから、これらの恩恵を享受し、良好な環境を守り、活かしながら生活するとともに、自然に親しみ、学び、そしてその恩恵に感謝してきました。

このような中、高度経済成長期における利便性の高い暮らしとひきかえに、本市においてもこの恵まれた環境が脅かされてきたため、昭和47年(1972年)に「森の都」宣言に関する決議、昭和51年(1976年)に「地下水保全都市宣言に関する決議」を行い、環境の保全に取り組んできましたが、これ以降も都市化の進展により、地下水の減少や緑の減退といった自然環境の悪化が進みました。

そこで、この状況に対処し、ふるさとの良好な環境を維持・形成し、将来の市民へ継承していくため、昭和63年(1988年)10月に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる熊本市環境基本条例（以下「基本条例」といいます。）を全国に先駆け制定しました。

そして、平成5年(1993年)3月に、「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」という基本条例の趣旨に基づき、都市を環境面から幅広く捉え、従来の環境行政からの転換を図るための21世紀の望ましい環境づくりの指針として、熊本市環境総合計画（第1次）を策定し、「環境と調和した都市づくり」、「地域の良好な環境づくり」の二つの分野で「水と緑の人間環境都市」の形成を目指しました。

また、平成7年(1995年)には「環境保全都市宣言」を行い、美しく豊かな環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことを誓いました。

平成13年(2001年)3月には、市民・事業者・市が、地域から環境を守るための行動指針ともなる、第2次熊本市環境総合計画を策定し、「みんなでつくろうー人と環境にやさしいまち」をテーマに、市民・事業者・市がパートナーシップを築きながら、一体となって環境の保全と創造に取り組む「環境保全都市」の形成と、持続的に発展が可能な社会づくりを進めました。

平成23年(2011年)3月には第3次熊本市環境総合計画を策定し、「未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指す都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市のそれぞれに求められる役割を明らかにして取組を進めてきたところです。

第1章 計画の基本的事項

このように、基本条例の制定以降、本市は環境総合計画に基づき、様々な形で環境保全に取り組んできましたが、新たな環境課題の発生等により、私たちを取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、令和3年(2021年)10月、制定以来30年以上経過していた基本条例を大幅に改正しました。

以上を踏まえ、計画の根幹をなす基本条例の趣旨に基づき、前計画の見直しを行い、第4次熊本市環境総合計画（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本条例第7条の規定に基づき、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境行政のマスタープランとして策定するものです。

また、本市の将来像や、めざすまちの姿を示す、熊本市第7次総合計画の部門別計画であるとともに、環境分野における個別計画の上位計画でもあります。各環境分野において、中・長期的な観点で良好な環境の確保に関する施策にかかる方針を示すとともに、環境分野の個別計画との関連性を体系的に整理し、計画の役割と位置づけを明確にしています。具体的な取組は、各環境分野の個別計画と合わせて推進を図ります。

その他、環境基本法や本市における環境分野以外の計画についても、本計画との整合を図るものとしています。

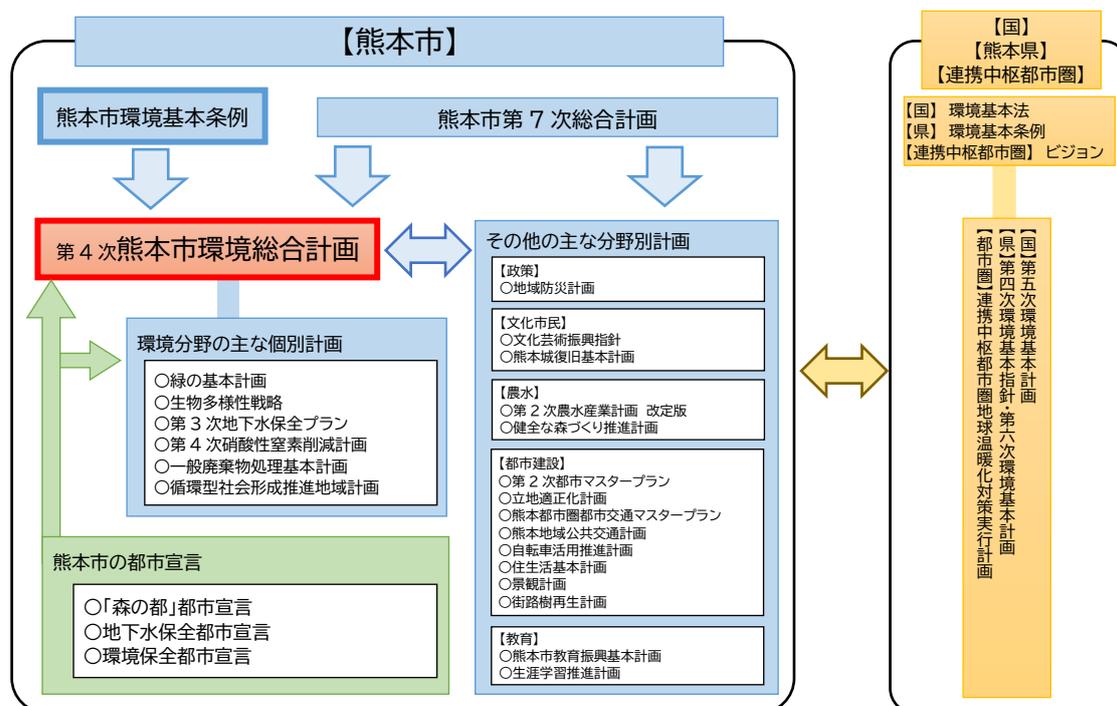


図 計画の位置づけ

3 計画策定の視点

本計画の策定にあたっては、第3次熊本市環境総合計画の振り返りにおける課題への対応や、本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、時代に即した新たな環境課題への対応を図るために改正した基本条例の趣旨に基づき策定します。

また、関連計画との整合を図ります。

(1) 第3次熊本市環境総合計画の振り返り

第3次熊本市環境総合計画（以下「前計画」といいます。）では、「未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指す都市像として、五つの環境目標と二つの重点協働プロジェクトを設定し、それぞれの取組状況を評価する成果指標を掲げ取組を進めました。

重点協働プロジェクトとは、五つの環境目標に掲げた各取組を有機的に連携させ、下支えする仕組みの構築と推進を図るためのもので、「環境教育によるひとづくり」と「協働によるまちづくり」を同プロジェクトと位置づけました。

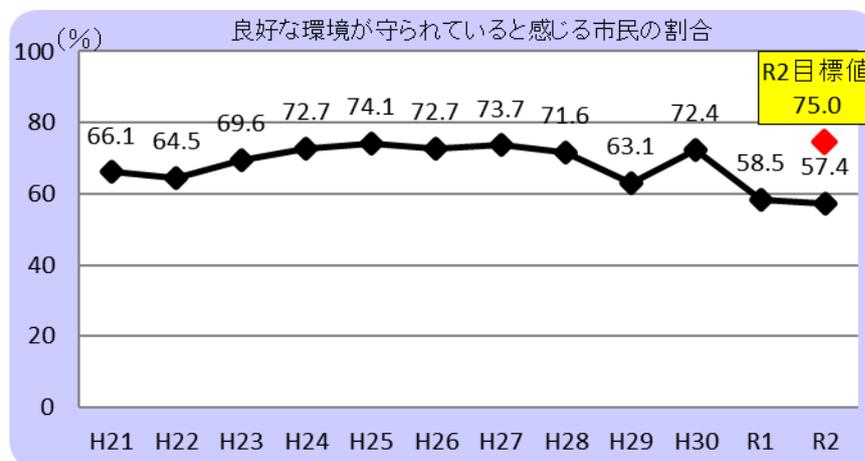
前計画の推進により、基本条例に掲げる良好な環境を確保するための施策の一部は着実に進展しました。一方、成果指標の目標値を達成できなかったり、今後解決すべき新たな課題も発生したりと、前計画の達成状況が十分とは言い難い状況です。

ア 全体的な達成状況

【資料編 96～97 ページ参照】

目指す都市像を実現するための計画の全体的な目標として、以下の項目を成果指標として設定しました。

項目	単位	H21 基準値	H27 実績	R2 実績	R2 目標値
良好な環境が守られていると感じる市民の割合	%	66.1	73.7	57.4	75.0



第1章 計画の基本的事項

平成27年度(2015年度)までは増加傾向でしたが、平成28年度(2016年度)以降は減少傾向にあり、目標を達成することができませんでした。

詳しく分析したところ、ここ数年の指標の悪化は、ごみに関する問題や自然環境が悪化していると感じ、良好な環境が守られていないとする市民が多いことが原因でした。環境目標ごとの検証においては、地下水の量や質の改善、家庭ごみのリサイクル率の向上など、環境保全の取組の一部において改善が図られていますが、環境問題が悪化していると感じる市民が多いことから、環境保全の取組に加え、取組状況の発信も必要になっています。

イ 環境目標ごとの達成状況

【資料編96～101ページ参照】

前計画では、各分野の個別計画と一体となって総合的に推進してきた結果、地下水の保全、地球温暖化対策、家庭ごみのリサイクル率の向上、生活環境保全に係る取組については目標達成、もしくは概ね目標達成となりましたが、一方で、緑の保全・創出や生物多様性の保全、熊本地震で大打撃を受けた歴史的・文化的環境^{*}や、重点プロジェクトに位置づけた環境教育と人づくり分野については、目標達成はできませんでした。

ここでは、中目標ごとに成果指標を、小目標ごとに参考指標を設定しており、これらの分析を資料編(96ページ以降)に記載しています。

(2) 熊本市を取り巻く環境の現状と課題

(国内外の動向)

ここ十数年の間に、自然災害の頻発化及び激甚化の要因と言われる地球温暖化、生物多様性の損失など、複雑かつ広域的な環境の問題が年々顕在化しています。また、近年では、海洋プラスチックによる環境汚染などの新たな課題も発生している状況です。

このような中、平成27年(2015年)に国連持続可能な開発サミットが採択した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている持続可能な開発目標(SDGs)と、同年に採択されたパリ協定が時代の転換点となり、世界中で大きく考え方を転換(パラダイムシフト)していくことが必要不可欠となっています。

(本市の現状と課題)

本市は、昭和63年(1988年)10月に基本条例を制定以降、様々な形で環境保全に取り組んできました。また、市民、事業者、市の努力により、近年、自然環境の一部では、悪化の流れが改善されつつあります。

一方、(国内外の動向)で記載の状況に加え、直近では、平成28年(2016年)熊本地震、令和2年(2020年)7月豪雨といった自然災害など、私たちを取り巻く状

況は大きく変化しています。

このような中、本市は、令和元年(2019年)7月「SDGs 未来都市」に選定されており、環境行政においても、SDGsの視点を踏まえ、これまでの自然・生活環境保全の取組に加え、新たな環境課題へ対応する必要があります。加えて、人口減少や少子高齢化の進展に伴う人口や人口構造の変化による、ごみ出し困難な世帯の増加や、環境保全の担い手不足などの環境課題の変化に対応する必要があります。

以下に、本市を含む国内外の動向を項目ごとにまとめます。

■ 共通事項

ア 持続可能な開発目標 (SDGs)

令和12年(2030年)までに達成すべき目標を掲げた持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) を中核とする「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、平成27年(2015年)の国連総会で全会一致にて採択されました。

17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の三つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

本市は、令和元年(2019年)7月にSDGs達成に向けた取組を先導的に進めていく「SDGs 未来都市」に選定されています。SDGsの理念を踏まえて本計画を策定し、計画の推進を通してSDGsの達成に貢献していきます。



出典：国際連合広報センターホームページ

図 持続可能な開発目標 (SDGs) の17のゴール

イ 第五次環境基本計画

平成30年(2018年)4月に国の第五次環境基本計画が閣議決定されました。SDGsとパリ協定が時代の転換点であり、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換する必要性が記載されています。

目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、「環境・生命文明社会」の実現が挙げられています。



出典：環境省ホームページ

図 地域循環共生圏の概要

ウ 第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画

熊本県環境基本条例に基づき、快適な環境の創造を図るため、令和3年(2021年)7月に策定されたもので、環境基本指針では熊本県で令和元年(2019年)12月に宣言した「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」の達成と、「環境立県くまもと」の実現に向けて、①ゼロカーボン社会・くまもとの推進、②循環型社会*の推進、③熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現、④安全で快適な生活環境の確保、⑤リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進、⑥環境立県くまもと型未来教育、⑦持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくりの七つを今後10年間の施策の方向性として示しています。

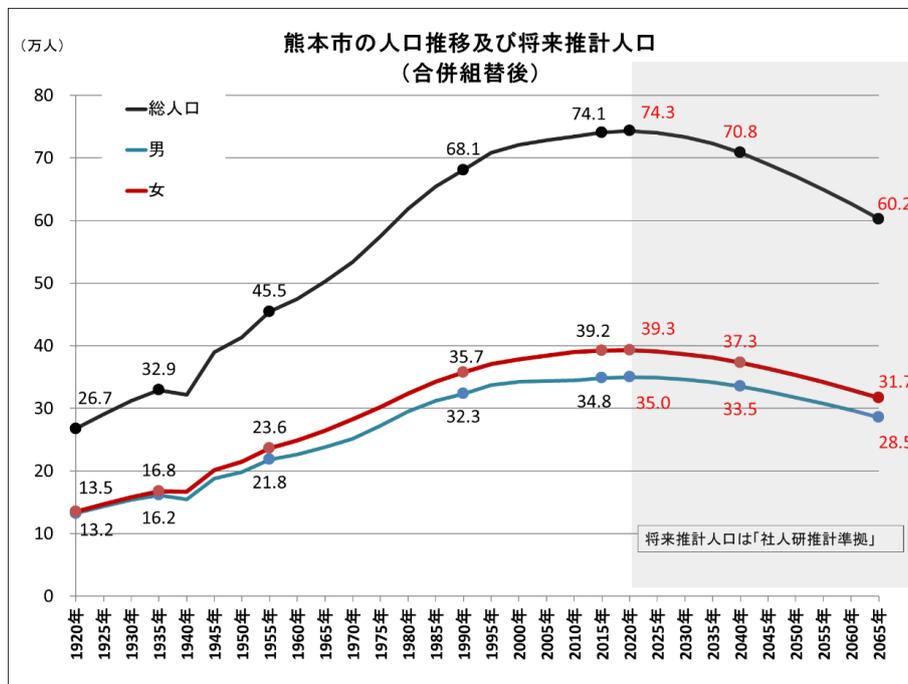
なお、環境基本計画では、基本指針が示す方向性に沿って、施策項目ごとに具体的な施策の方向性、数値目標が掲げられています。

エ 人口減少や少子高齢化

本市の人口は、令和2年(2020年)頃をピークに減少に転じる見込みで、長期的な少子化による親の世代の人口の減少や平均寿命などの延伸を背景に、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方、高齢

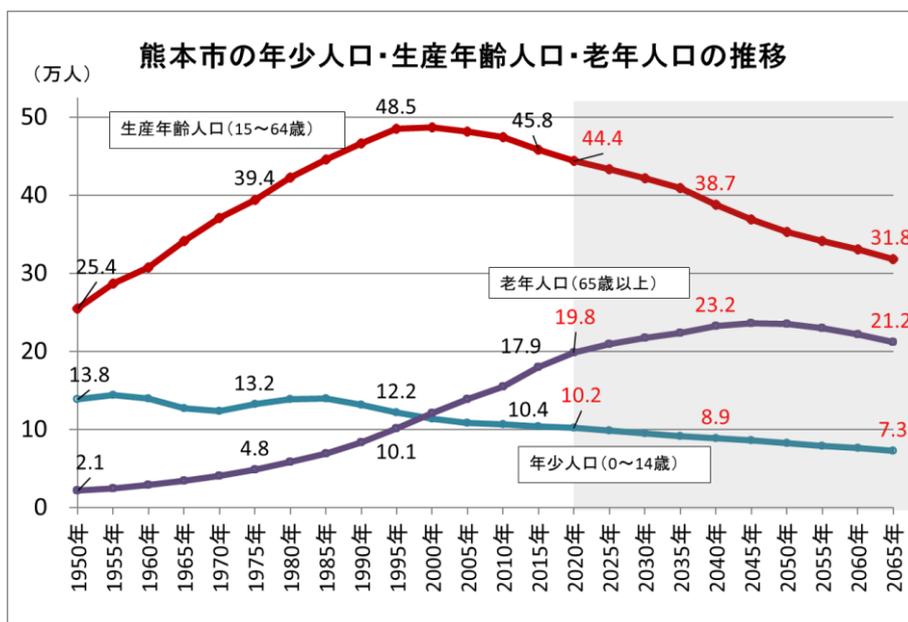
者人口（65歳～）は増加すると推計しています。

このような人口や人口構造の変化により、ごみ出しが困難な世帯の増加や環境保全の担い手不足など、環境課題の変化に対応していくことが必要です。



出典：熊本市人口ビジョン

図 本市の人口推移及び将来推計人口



出典：熊本市人口ビジョン

図 本市の年少人口・生産年齢人口・老年人口の推移

■地下水保全

ア 熊本地域地下水総合保全管理計画

地下水盆を共有する熊本地域の住民、事業者、行政等が一体となって取り組む共通の地下水保全目標を設定し、水量と水質の両面にわたって熊本地域全体で地下水を管理していくための指針として、平成20年度(2008年度)に熊本県と熊本地域11市町村^{【注】}で共同策定しています。

【注】熊本地域11市町村：熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

イ 熊本地域硝酸性窒素削減計画

硝酸性窒素による地下水汚染を防止し、住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的とするとともに、硝酸性窒素による地下水汚染リスクを低減し、熊本地域の地下水を将来にわたって安定かつ安心して利用できる状態に維持していくことを目的として、平成17年(2005年)3月に熊本県で策定されています。

■生物多様性の損失

ア 生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標

平成22年(2010年)に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)において、生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標が採択されました。令和32年(2050年)までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現、令和2年(2020年)までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。あわせて、生物多様性の損失を止めるため、愛知目標として20の個別目標が定められており、世界各国において具体的な取組が進められました。しかし、令和2年(2020年)に国連の生物多様性条約事務局が公表した報告書によると、「世界全体で、20の目標の内、6の目標が部分的に達成されたが、完全に達成された目標は無い」と評価されました。この報告書では併せて、現状のままであれば、生物多様性及び生物多様性がもたらすサービスは低下し続け、SDGsの達成が危うくなるとされ、この10年の成果を活かすとともに、SDGsの達成と人と自然の共生する社会を目指すためには、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却することが求められており、①土地と森林、②淡水、③漁業と海洋、④農業、⑤食料システム、⑥都市とインフラ、⑦気候変動対策行動、⑧ワン・ヘルスという分野での本格的な変化や革新が必要であるとされています。

生物多様性戦略計画2011-2020の期間の終了を見据え、令和2年(2020年)1月には、国連の生物多様性条約事務局から、令和2年(2020年)以降の生

物多様性の世界目標となる「ポスト愛知目標」の草案が発表されています。愛知目標からの大きな変更点として、「より実効性を持たせるため、数値による定量目標を多く盛り込んだこと」、「IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム）報告書が指摘した生物多様性の五つの脅威、「土地利用」「外来生物」「汚染」「乱獲」「気候変動」への対策を盛り込んだこと」、「最終年が同じ令和12年(2030年)のSDGsと整合性を取ったこと」が挙げられます。

イ 生物多様性国家戦略 2012-2020

愛知目標の採択を受け、国内では、我が国の生物多様性に関する目標や戦略を示すものとして、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が平成24年(2012年)9月に閣議決定されました。愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとして、13の国別目標と48の主要行動目標等を定めるとともに、令和2年度(2020年度)までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」が設定されました。

生物多様性国家戦略 2012-2020 に代わる次期生物多様性国家戦略は、令和4年(2022年)のCOP15で採択予定のポスト2020生物多様性枠組を踏まえて、令和4年(2022年)秋に策定される予定となっています。

■プラスチック削減と資源循環

ア プラスチック国家戦略

令和元年(2019年)5月に、プラスチック資源循環戦略が策定され、3R（リデュース、リユース、リサイクル）＋Renewable（持続可能な利用）を基本原則として、資源・環境問題の解決のみならず、その過程で経済成長や雇用創出を生み出すことで持続可能な発展に貢献するとのSDGs的な考え方に基づいて作成されています。

イ 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元年(2019年)6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、日本は令和32年(2050年)までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有されました。また、ビジョンの実現に向け、令和元年(2019年)6月に開催されたG20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が採択され、G20首脳に承認されています。

ウ プラスチック資源循環促進法

プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とする、「プラスチック資源循環促進法」が令和3年(2021年)6月4日、参議院本会議において全会一致で可決、成立しました。製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進し、プラスチックを3R+Renewable(持続可能な資源)とすることで、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済へ移行を目指すものです。

■食品ロス

国内ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄されています。一方で世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在しています。食料の多くを輸入により依存している我が国としては真摯に取り組むべき課題であり、食品ロス問題は持続可能な開発のための2030アジェンダでも言及されています。

このような中、食品ロス削減の推進に関する法律が、令和元年(2019年)に公布・施行され、令和2年(2020年)3月には食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定されています。

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくことが求められています。

■地球温暖化

ア パリ協定

平成27年(2015年)12月に採択された温暖化対策に関するパリ協定で、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求するため、21世紀後半には温室効果ガス^{*}排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と、森林等の吸収源による除去量との均衡・世界全体でのカーボンニュートラル)を目指すものです。

イ 2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

気候変動への関心の高まりにより、環境省は、令和2年(2020年)6月に「気候危機」を宣言し、我が国では、令和2年(2020年)10月に菅義偉前内閣総理大臣が第203回国会の所信表明演説において、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

また、令和3年(2021年)5月26日には、パリ協定を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現を国民、国、地方公共団体、事業者、民間の団体等が密接な連携の下に取り組むことを記載した「地球温暖化対策の推進に関する法律」の

改正案が参議院本会議において全会一致で可決、成立しています。

ウ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

我が国では、パリ協定に基づく長期低排出発展戦略である「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が、令和3年(2021年)10月に閣議決定されました。

この戦略では、令和32年(2050年)のカーボンニュートラル実現に向けた「あるべき姿」として、エネルギー、産業、運輸、地域・暮らし等の各分野のビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性が示されています。また、ビジョン実現のためのイノベーションの推進、グリーンファイナンスの推進、ビジネス主導の国際展開、国際協力といった横断的施策等を推進することも明記されており、これらにより、全てのステークホルダーがその実現に向けた可能性を追求するための方向性を共有するとともに、政策の方向性も併せて示すことにより、投資の予見可能性を高め、我が国における投資を拡大していく大きな基盤とするとともに、どこにイノベーションが必要かを示し、企業の研究開発・投資を促すこととされています。

そして、令和12年度(2030年度)に温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととされています。令和12年(2030年)に向けては、既存の技術を最大限活用し、この野心的な目標の実現を目指し、その上で、令和32年(2050年)カーボンニュートラルに向けては、令和12年度(2030年度)の目標に向けた取組を更に拡大・深化させつつ、現時点では社会実装されていない脱炭素技術について、これを開発・普及させていくこととされています。

一方で、令和32年(2050年)を見据えた技術開発等の正確な予測は困難であることから、常に最新の情報に基づき施策、技術開発等の重点を決めていくことや、あらゆる可能性を排除せず、使える技術は全て使うとの発想に立つことが重要とされています。

エ 気候変動による影響への適応

近年は世界各地で記録的な高温や多雨などの異常気象が発生し、本市でも平均気温は上昇傾向で、最高気温35℃以上の猛暑日も増加傾向にあり、1時間50mmを超える豪雨の発生回数が増加傾向にあります。個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、地球温暖化による気候変動の影響が気象災害のリスクを増大させるものとして懸念されています。

このような中、気候変動に起因する気象災害等の影響への備えの必要性が高まっていることから、平成30年(2018年)には気候変動適応法が公布・施

第1章 計画の基本的事項

行されるとともに、気候変動適応計画が閣議決定されました。同計画において地方公共団体は、地域の自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進することとされており、関係部局の連携協力の下、関連する施策に積極的に気候変動適応を組み込み、各分野における気候変動適応に関する施策を推進するよう努めることとされています。

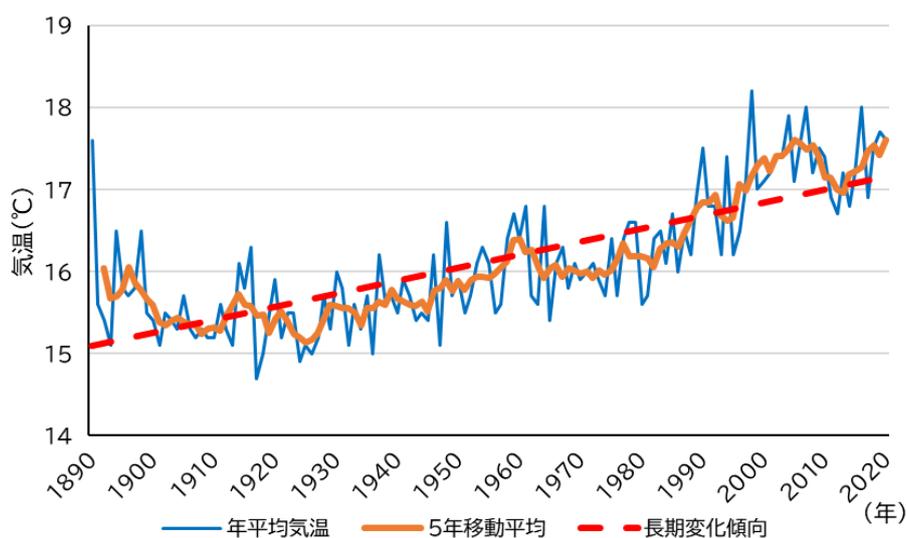


図 本市における年平均気温の推移
(気象庁観測値(熊本県熊本地方)をもとに本市作成)

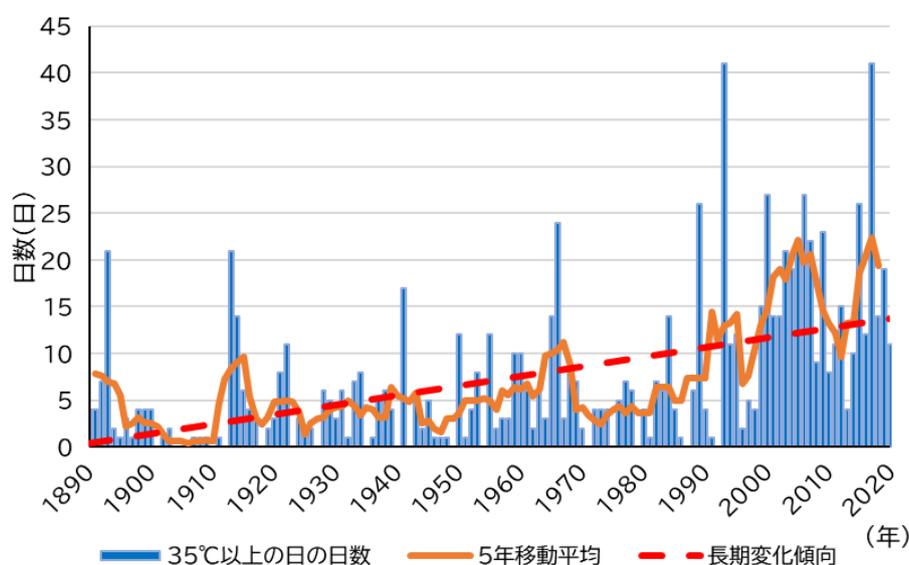


図 本市における年間猛暑日日数
(気象庁観測値(熊本県熊本地方)をもとに本市作成)

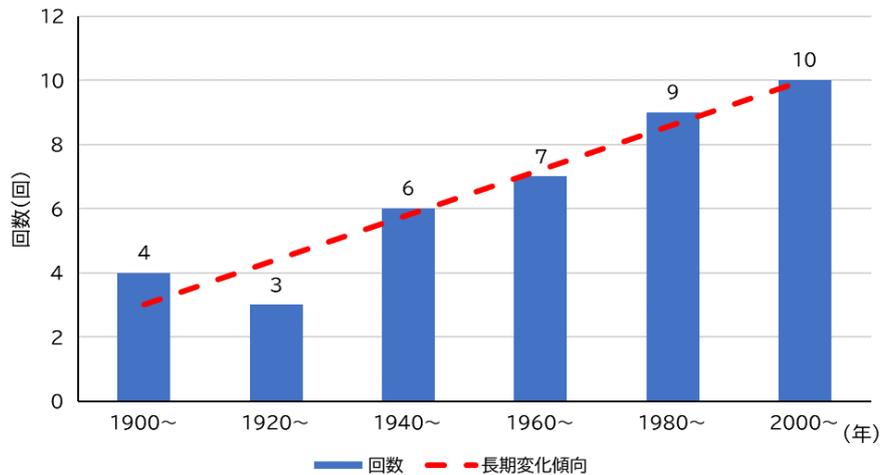


図 本市における20年毎の1時間降雨量50mm以上の発生回数
(気象庁観測値(熊本県熊本地方)をもとに本市作成)

オ 熊本連携中枢都市圏*地球温暖化対策実行計画

令和2年(2020年)1月に熊本連携中枢都市圏18市町村共同で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

また、「熊本連携中枢都市圏気候非常事態宣言」を行い、これら二つの宣言を着実に実行していくための具体的な計画として、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を令和3年(2021年)3月に策定しています。

熊本連携中枢都市圏の自然環境の保全、自然エネルギーの都市圏内での活用・循環により、脱炭素化と持続可能で豊かな都市圏を実現することを基本理念として掲げ、計画で定めた令和32年(2050年)温室効果ガス排出実質ゼロ等の実現に向け、五つの基本方針と四つの重点取組等を示しています。

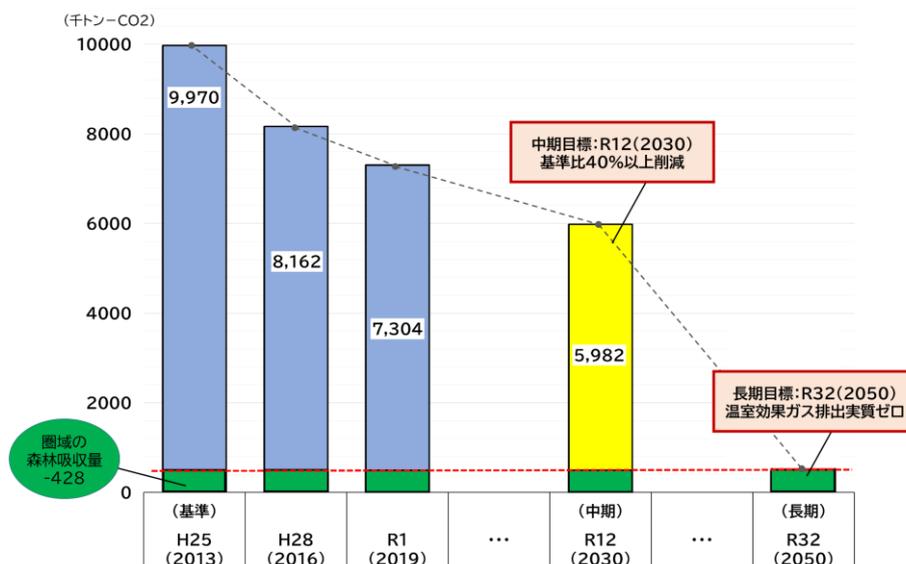


図 熊本連携中枢都市圏域の温室効果ガス排出量の現状と将来の目標
(熊本連携中枢都市圏温暖化対策実行計画をもとに作成)

■環境教育

ア 持続可能な開発のための教育（ESD）※

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development: ESD）とは持続可能な社会の創り手を育む教育であり、平成14年（2002年）に日本が国連に提案した新たな教育理念です。

世界的にESDの重要性が認識されており、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大といった人類の開発活動に起因する世界の様々な現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

イ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）

平成24年（2012年）に施行されており、多様な主体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場で相互に協力して環境教育等に関する取組を行う「協働取組」を基本理念として位置づけています。また、地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組の4点の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定、実施するよう努めるものとされています。

ウ 環境教育等促進法基本方針

平成30年（2018年）6月には、環境教育等促進法に基づく、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、地域や民間企業の「体験の機会の場」の積極的な活用を図っていくことが掲げられています。

(3) 熊本市環境基本条例の改正

前述の(1)第3次熊本市環境総合計画の振り返りと、(2)熊本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、制定以来30年以上経過していた基本条例を大幅に改正し、令和3年（2021年）10月1日に施行しました。

基本条例において私たちは、引き続き将来を見据え、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に長期的に取り組むことが重要であること、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、持続可能な状態でこれを将来の市民へと継承する責務があることを謳っています。

また、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展す

ることができる社会を構築するためには、良好な環境の保全が不可欠であることから、私たちは、そのために行動の変革を起こさなければならないことを謳っています。

このような基本条例の趣旨に基づき、前計画の見直しを行い、本計画を策定します。

(4) 関連計画との整合

市の最上位計画である熊本市第7次総合計画や個別分野計画と整合を図ります。また、個別分野計画においては、今後、本計画が示す方向性を取り入れながら改定するものとします。

なお、本計画が整合を図る個別計画は第3章に記載しています。

4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、熊本市全域とします。ただし、本市の区域内にとどまらない環境問題については、国や県、他の地方公共団体と連携した広域的な取組を行います。

5 計画の期間

計画の期間は、初年度の令和4年度(2022年度)から、最終年度(計画目標年度)の令和13年度(2031年度)までの10年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間の中間年度である令和8年度(2026年度)に中間見直しを行います。

6 計画における環境の範囲

本計画の対象とする環境は、本市の歴史・背景を踏まえ、持続可能な社会を実現するために、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる「生活環境」、「自然環境」、「歴史的及び文化的環境」、「地球環境」の四つに分類します。